

第7章 住民等から空家等に関する相談への対応に関する事項

7-1 空家等に関する相談への対応について

法第12条には「市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。」と規定されています。

空家等に関する相談の内容としては、例えば自ら所有する空家等をどのように活用し、又は除却等すればよいかについての相談や、引っ越し等により今後長期にわたって自宅を不在にせざるを得ない場合における管理等についての相談を当該住宅等の所有者等から受ける場合が想定されます。また、空家等の所有者等に限らず、空家等の所在地の周辺住民からの当該空家等に対する様々な苦情や、移住・定住、二地域居住又は住み替えを希望する者からの空家等の活用の申入れまで幅広く考えられます。

そのような各種相談に対して適切に回答するため、相談対応等に関して次のような取組を行います。

取組内容	概要
○総合相談窓口の設置	・所有者等や地域住民から寄せられる空家等に関する相談や問い合わせに対してワンストップで速やかに対応するため、総合相談窓口を建築課に設置します。また、相談内容に応じて関係する部署へ案内する等、適切な対応に努めます。
○関係団体との連携による相談対応	・空家等をめぐる専門的な相談に対応するため、宅地建物取引業者等の関係事業者団体や建築士等の関係資格者団体、地域の空家等対策に取り組むNPO等の団体との連携等による対応を検討します。